

第6回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成30年11月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
平成30年11月5日（月） 午後1時28分
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 平成30年11月5日（月） 午後2時11分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	5番 林田 剛
6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光	9番 馬場 保
10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者（1名）

4番 東 康敬

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参 事	増富 浩彦
主 事	北尾 祥
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第4 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第25号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第26号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第8 議案第27号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第9 報告第4号 非農地通知の発出について

午後 1 時 28 分開会

○事務局長（坂本 英知君） 皆さんどうも、改めましてこんにちは。朝夕、めっきり寒くなりまして、昼間との寒暖差がひどくなっております。風邪などお引きにならぬよう、十分ご留意いただければと思います。

本日は東委員より欠席の届けが提出されております。

なお、本日の出席者は法の規定による過半数に達しておりますので、会長、議事の進行をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも皆さん、こんにちは。秋晴れのよい天気が続く中、また、農作業等のお忙しい中にご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成 30 年第 6 回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

本日の付議すべき事項として、議案第 21 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 22 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 25 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 26 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 27 号土地改良事業に参加する資格について、報告第 4 号非農地通知の発出について、以上、議案 7 件、報告 1 件となります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規程第 12 条の規定により、9 番、馬場委員、10 番、徳永委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 21 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第 21 号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について、説明及び現地報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（10 番 徳永 玉義君） 本日は、東部調査会長の東委員が、体調不良により欠席のため、かわりに報告をさせていただきます。議席番号 10 番の徳永です。

農地法第3条第1項の規定により、許可申請について、東部調査会関係分は受付番号85番から89番までです。

まず、受付番号85番から87番、譲受人が同一の案件です。自宅近くでもあり、耕作利便のため、譲り受ける条件です。

受付番号88番は、自宅隣接の農地を甥より譲り受ける案件です。

受付番号89番は、農地所有適格法人以外の法人が、新規就農するため借り受ける案件です。

受付番号85番から89番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号85番から89番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は、受付番号90番から91番です。

受付番号90番は、隣接している所有地と一体的に耕作放棄地解消事業を活用するため買い受ける案件です。

受付番号91番は、親から子へ贈与する案件です。

受付番号90番から91番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） はい、ありがとうございました。

それでは、受付番号90番から91番について、何かご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第21号農地法第3条第1項の規定により許可申請については、受付番号番号85番から91番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請につい

てを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第22号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号2番については、議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての受付番号6番で、変更後の転用申請がされておりますので、一括して審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、一括して審議いたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第23号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） 議案第22号、受付番号2番及び議案第23号、受付番号6番の審議に入ります。

それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

西部調査会長、お願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の受付番号2番及び農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号6番について、申請地は、昭和63年10月に分家住宅及び物置きとして転用許可を受けたものの、事業が着手されておりました。

新たな申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用の目的が住宅であり、集落に隣接していることから、例外的に許可を受けることができる案件であると思われれます。現地確認においても特に問題はありませんでしたので、計画変更承認及び転用許可に当たって、何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、議案第22号、受付番号2番及び議案第23号、受付番号6番について、何かご質問がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質問がないようですので、議案第22号、受付番号2番の計画変更承認申請及び議案第23号、受付番号6番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第22号、受付番号2番の計画変更承認申請を承認し、議案第23号、受付番号6番の転用申請を許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第24号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会、お願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、徳永です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号34番から38番までです。まず、受付番号34番について、申請人は車両販売修理業用地の転用を計画されています。申請地は、平成30年5月13日、農振除外がされております。おおむね、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、申請地は既存の施設の拡張に係る部分の敷地の面積が、既存施設の面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる案件であると思われま

す。次に、受付番号35番について、申請人は、倉庫兼駐車場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号36番について、申請人は一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。転用面積が一般個人面積の上限である500平方メートルを超えていますが、超過理由書が添付されています。

次に、受付番号37番について、申請人は駐車場用地への転用を計画されています。申請地は平成30年9月13日に農振除外されています。おおむね、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、申請地は既存の施設の拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる案件であると思われま

す。次に、受付番号38番について、申請人は太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は平成30年5月11日に農振除外されております。生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満

の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号34番から38番について、現地確認においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号34番から38番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号39番から40番です。

まず、受付番号39番について、申請人は平成元年ごろより看板を設置しており、今回、追認申請が出されたものです。申請地は生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられ、簡易手続相当の違反案件であることから、許可できる案件であると思われます。

次に、受付番号40番について、申請人は、共同住宅用地の転用を計画されています。申請地は農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

調査会では、近隣耕作者の農作業により、農業機械による騒音や耕耘時の粉じん、ヘリ防除等による農薬散布、わら等の焼却に伴うちり等、入居者から異議があった場合の対応について、各委員より発言がありました。諸問題に対する対応について、事務局へお願いをしておりましたので、その後の進捗状況の報告をお願いいたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号40番について、事務局をお願いいたします。

○事務局（北尾 祥君） 受付番号40番について、中部調査会において質問があった事項について、調査会後の進捗状況を報告します。

11月2日、関水利組合の松尾組合長に、調査会で協議された懸案事項について説明をしました。

当地域は以前、圃場整備が行われている優良農地であり、また、当該地域の一部を農振農用地から除外するに至った経緯等を踏まえ、入居者から異議があった場合には、関水利組合と申請者で、紛糾した事態を解決に努めるよう念書を交わすということで回答をいただいております。誓約書を結ばれたとの連絡を受けております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 受付番号39番から40番について、何かご質問、ご質疑ありませんか。ありましたらお願いいたします。はいどうぞ。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 14番、松尾です。

受付番号40番について、水田のほうに壁といいますか、約1メートル50か2メートルぐらいの塀をつけるそうです。それで、ヘリコプターで防除した場合、その噴煙が家のほうに行かず、空の上でそれていくようにすると聞いています。それと、アパートの敷地内に、こういうことがあった場合には、責任を取るとの旨書いた看板をつけるということで。

○議長（小筏 正治君） ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号34番から40番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第25号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第25号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第25号に対する質疑を行います。

まず、貸借権決定の受付番号1番から23番について、何かご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは次に、所有権移転の受付番号24番から33番について、何かご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは最後に、農地中間管理事業の受付番号34番から73番について、何かご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第25号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第7、議案第26号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。

本案件につきましては、渡部委員、大久保委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により、退席をお願いいたします。

〔7番 渡部 篤委員、18番 大久保 信一委員 退場〕

○議長（小筏 正治君） それでは事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第26号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） 本案件は農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第26号に対する質疑を一括で行います。皆さんどうぞ、何かご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第26号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第26号については、特に異議なしと回答することに決定しました。

ここで、渡部、大久保両委員の入室を認めます。

〔7番 渡部 篤委員、18番 大久保 信一委員 入場〕

○議長（小筏 正治君） 満場一致で了解してもらいましたので、ご報告いたします。

次に、日程第8、議案第27号土地改良事業に参加する資格についてを議題といたします。

本案件につきましては、森崎委員が関係者ですので、農業委員会法に関する法律第31条第2項の規定により、しばらくご退席をお願いいたします。

〔6番 森崎 茂徳委員 退場〕

○議長（小筏 正治君） それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第27号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、赤松ため池について、東部調査会長をお願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番の徳永です。

土地改良事業に参加する資格について、事務局より事業の概況について説明を受けました。現地は山林の中にあり、確認に行けませんでした。調査会においても、特に問題ありませんでしたので、土地改良事業に参加する資格の承認に当たって、何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

次に、加例川ため池について、西部調査会長よりお願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

土地改良事業に参加する資格について、現地確認を行い、その後の調査会においても、特に問題はありませんでしたので、土地改良事業に参加する資格の承認にあつて、何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、一括で審議を行いますので、質疑がある場合は、ページ番号と整理番号をお願いいたします。何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第27号土地改良事業に参加する資格、その承認に当たってご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり、承認することに決定しました。

ここで、森崎委員の入室をお願いいたします。

〔6番 森崎 茂徳委員 入場〕

○議長（小筏 正治君） 森崎委員、満場一致で了解してもらいましたので、報告をしときます。

次に、日程第9、報告第4号非農地通知の発出について、事務局、説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（報告第4号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

お諮りいたします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月 5日

議 長

署名委員

署名委員